

ペレット・ペレットストーブと製造物責任法の解釈について

- ・ 第2条第1項

加工農林水産物である木質ペレットが製造物責任法第2条第1項における「加工された動産」であることは疑いの余地がありません。

- ・ 第2条第3項

製造業者等（輸入業者及び自ら製造はしていないが、製造業者として氏名、商号等を表示した者を含む。）の設置工事又は修理マニュアルに則って行われた設置又は修理が欠陥の原因となったときは、製造業者等には製造物責任が生じます。

- ・ 第3条

製造物責任の範囲には、事業に係る損害が含まれます。

例えば、ペレットストーブの欠陥が原因で火災が発生し、工場の生産を停止又は営業を停止せざるを得なくなったときは、停止に伴う損害も賠償の対象となります。

- ・ 第4条

本条では、製造業者等に開発危険の抗弁を認めています。しかし、このハードルは極めて高く、本条に規定する「引き渡した時における科学又は技術」とは、特定の製造業者のもの又は業界の水準ではなく、世界最高水準のものを指します。従って、例えばペレットストーブによる事故が起きた場合、当該ストーブに対震自動消火装置や排気筒外れ検知装置が付いていれば事故が防げた場合、また耐風速試験や耐風圧試験を実施していれば事故が防げた場合には、責任を免れることはできません。

- ・ 第6条

民法の損害賠償の責任には、純経済的損失が含まれます。

例えば、ペレットストーブの欠陥が原因で火災が発生し、会社又は工場を閉鎖せざる得なくなったための休業に伴う損害も対象となります。